

訓練等給付費対象サービスの料金について

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。

当事業所が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を当事業所にお支払いただきます。

（定率負担または利用者負担額といいます）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（1）利用料金の計算方法

単位数 × 地域単価

※計算して得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定する。

（2）訓練等給付費対象サービス料金

訓練等給付費対象サービス料金以外に、次の特別支援を行う場合は、ご利用されるサービスごとに利用負担金が必要となります。

給付内容	単位数	自己負担額
共同生活援助サービス(Ⅰ) (6:1)	障害支援区分1以下 171単位 障害支援区分2以下 188単位 障害支援区分3以下 297単位 障害支援区分4以下 372単位 障害支援区分5以下 456単位 障害支援区分6以下 600単位	左記単位に地域単価を乗じた 金額の1割
共同生活援助サービス(Ⅱ) (体験利用)	障害支援区分1以下 273単位 障害支援区分2以下 290単位 障害支援区分3以下 410単位 障害支援区分4以下 481単位 障害支援区分5以下 569単位 障害支援区分6以下 717位	左記単位に地域単価を乗じた 金額の1割

サービス内容	説明	自己負担額
夜間支援体制加算 (1)	<p>住居ごとの夜勤職員を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 夜間支援対象利用者 2 人以下 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 672 単位 ・区分 3 560 単位 ・区分 2 以下 448 単位 (2) 夜間支援対象利用者 3 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 448 単位 ・区分 3 373 単位 ・区分 2 以下 299 単位 (3) 夜間支援対象利用者 4 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 336 単位 ・区分 3 280 単位 ・区分 2 以下 224 単位 (4) 夜間支援対象利用者 5 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 269 単位 ・区分 3 224 単位 ・区分 2 以下 179 単位 (5) 夜間支援対象利用者 6 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 224 単位 ・区分 3 187 単位 ・区分 2 以下 149 単位 (6) 夜間支援対象利用者 7 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 192 単位 ・区分 3 160 単位 ・区分 2 以下 128 単位 (7) 夜間支援対象利用者 8 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 168 単位 ・区分 3 140 単位 ・区分 2 以下 112 単位 (8) 夜間支援対象利用者 9 人 <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 149 単位 ・区分 3 124 単位 	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

	· 区分 2 以下	99 单位
	(9) 夜間支援対象利用者 10 人	
	· 区分 4 以上	135 单位
	· 区分 3	113 单位
	· 区分 2 以下	90 单位
	(10) 夜間支援対象利用者 11 人	
	· 区分 4 以上	122 单位
	· 区分 3	102 单位
	· 区分 2 以下	81 单位
	(11) 夜間支援対象利用者 12 人	
	· 区分 4 以上	112 单位
	· 区分 3	93 单位
	· 区分 2 以下	75 单位
	(12) 夜間支援対象利用者 13 人	
	· 区分 4 以上	103 单位
	· 区分 3	86 单位
	· 区分 2 以下	69 单位
	(13) 夜間支援対象利用者 14 人	
	· 区分 4 以上	96 单位
	· 区分 3	80 单位
	· 区分 2 以下	64 单位
	(14) 夜間支援対象利用者 15 人	
	· 区分 4 以上	90 单位
	· 区分 3	75 单位
	· 区分 2 以下	60 单位
	(15) 夜間支援対象利用者 16 人	
	· 区分 4 以上	84 单位
	· 区分 3	70 单位
	· 区分 2 以下	56 单位
	(16) 夜間支援対象利用者 17 人	
	· 区分 4 以上	79 单位
	· 区分 3	66 单位
	· 区分 2 以下	53 单位
	(17) 夜間支援対象利用者 18 人	
	· 区分 4 以上	75 单位
	· 区分 3	63 单位
	· 区分 2 以下	50 单位

	<p>(18) 夜間支援対象利用者 19 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 71 単位 ・区分 3 59 単位 ・区分 2 以下 47 単位 <p>(19) 夜間支援対象利用者 20 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分 4 以上 67 単位 ・区分 3 56 単位 ・区分 2 以下 45 単位 	
夜間支援体制加算 (Ⅱ)	<p>宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>(1) 夜間支援対象利用者が 4 人以下 112 単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者が 5 人 90 単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者が 6 人 75 単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者が 7 人 64 単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者が 8 人 56 単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者が 9 人 50 単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者が 10 人 45 単位</p> <p>(8) 夜間支援対象利用者が 11 人 40 単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者が 12 人 37 単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者が 13 人 34 単位</p> <p>(11) 夜間支援対象利用者が 14 人</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

	<p style="text-align: right;">32 単位</p> <p>(12) 夜間支援対象利用者が 15 人 30 単位</p> <p>(13) 夜間支援対象利用者が 16 人 28 単位</p> <p>(14) 夜間支援対象利用者が 17 人 26 単位</p> <p>(15) 夜間支援対象利用者が 18 人 25 単位</p> <p>(16) 夜間支援対象利用者が 19 人 23 単位</p> <p>(17) 夜間支援対象利用者が 20 人 22 単位</p>	
夜間支援体制加算 (Ⅲ)	<p>警備会社や当該事業所の従業者等による常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p style="text-align: right;">10 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割
夜間支援体制加算 (Ⅳ)	<p>事業所単位で夜勤職員を追加配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>(1) 夜間支援対象利用者 15 人 60 単位</p> <p>(2) 夜間支援対象利用者 16 人 56 単位</p> <p>(3) 夜間支援対象利用者 17 人 53 単位</p> <p>(4) 夜間支援対象利用者 18 人 50 単位</p> <p>(5) 夜間支援対象利用者 19 人 47 単位</p> <p>(6) 夜間支援対象利用者 20 人 45 単位</p> <p>(7) 夜間支援対象利用者 21 人 43 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

	(8) 夜間支援対象利用者 22 人 41 単位 (9) 夜間支援対象利用者 23 人 39 単位 (10) 夜間支援対象利用者 24 人 37 単位 (11) 夜間支援対象利用者 25 人 36 単位 (12) 夜間支援対象利用者 26 人 34 単位 (13) 夜間支援対象利用者 27 人 33 単位 (14) 夜間支援対象利用者 28 人 32 単位 (15) 夜間支援対象利用者 29 人 31 単位 (16) 夜間支援対象利用者 30 人 30 単位	
夜間支援体制加算 (V)	<p>事業所単位で夜勤職員を追加配置し、利用者に対して夜間及び深夜の一部時間に必要な支援を提供できる体制を確保している場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>(1) 夜間支援対象利用者 15 人 30 単位 (2) 夜間支援対象利用者 16 人 28 単位 (3) 夜間支援対象利用者 17 人 26 単位 (4) 夜間支援対象利用者 18 人 25 単位 (5) 夜間支援対象利用者 19 人 23 単位 (6) 夜間支援対象利用者 20 人 22 単位 (7) 夜間支援対象利用者 21 人 21 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

	<p>(8) 夜間支援対象利用者 22 人 20 単位</p> <p>(9) 夜間支援対象利用者 23 人 19 単位</p> <p>(10) 夜間支援対象利用者 24 人 18 単位</p> <p>(11) 夜間支援対象利用者 25 人 18 単位</p> <p>(12) 夜間支援対象利用者 26 人 17 単位</p> <p>(13) 夜間支援対象利用者 27 人 16 単位</p> <p>(14) 夜間支援対象利用者 28 人 16 単位</p> <p>(15) 夜間支援対象利用者 29 人 15 単位</p> <p>(16) 夜間支援対象利用者 30 人 15 単位</p>	
福祉専門職員配置加算 (Ⅰ)	<p>常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が 35% 以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供了の場合に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>10 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割
福祉専門職員配置加算 (Ⅱ)	<p>常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が 25% 以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供了の場合に右記の金額をご負担いただきます</p> <p>7 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

福祉専門職員配置加算 (Ⅲ)	<p>世話人又は生活支援員のうち、常勤が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の人員体制を整えている場合、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます</p> <p style="text-align: right;">4単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療的ケア対応支援加算	<p>医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置した場合に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p style="text-align: right;">120単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
入院時支援特別加算	<p>利用者が入院した際、病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に1ヵ月に1回を限度に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>1. 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満の場合</p> <p style="text-align: right;">561単位</p> <p>2. 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合</p> <p style="text-align: right;">1,122単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
帰宅時支援加算	<p>利用者が家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>1. 当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く）の日数の合計が3日以上7日未満の場合</p> <p style="text-align: right;">187単位</p> <p>2. 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	<p>日以上の場合</p> <p>374 単位</p>	
長期入院時支援 特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき右記の金額をご負担いただきます。ただし、入院時支援特別加算をご負担頂いている場合は、適用されません。</p> <p>122 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合に、当該に数を超える期間（継続して外泊しているものにあっては、外泊した初日から起算して3月に限る）について、1日につき右記の金額をご負担いただきます</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	<p>す。ただし、帰宅時支援加算をご負担頂いている場合は、適用されません。</p> <p style="text-align: right;">40 単位</p>	
日中支援加算（Ⅰ）	<p>高齢又は重度の障害者（65歳以上または障害支援区分4以上）であつて日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる場合、共同生活援助・介護においてサービスの提供を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>1. 対象利用者が1人の場合</p> <p style="text-align: right;">539 単位</p> <p>2. 対象利用者が2人以上の場合</p> <p style="text-align: right;">270 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
日中支援加算（Ⅱ）	<p>利用者が心身の状況等により、日中活動系サービス等を利用できない場合、共同生活援助・介護においてサービスの提供を行った場合に右記の金額をご負担いただきます。</p> <p>1. 対象利用者が1人の場合</p> <p>区分4～6まで 539 単位</p> <p>区分3以下 270 単位</p> <p>2. 対象利用者が2人以上の場合</p> <p>区分4～6まで 270 単位</p> <p>区分3以下 135 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算（Ⅰ）	<p>医療的ケアを必要としない利用者に対し、看護サービスを1時間未満提供した場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p style="text-align: right;">32 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算（Ⅱ）	<p>医療的ケアを必要としない利用者に対利用者に対し、看護サービスを1時間以上2時間未満提供した場合に、右記の金額をご負担いただきます。</p> <p style="text-align: right;">63 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

医療連携体制加算 (Ⅲ)	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護サービスを2時間以上提供した場合に、右記の金額をご負担いただきます。 125単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅳ)	医療的ケアを必要とする利用者に対して、看護職員が看護サービスを提供場合に、右記の金額をご負担いただきます。 (1) 対象者が1人 800単位 (2) 対象者が2人 500単位 (3) 対象者が3人以上8人以下 400単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅴ)	看護職員が事業所へ訪問し、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合に、当該看護職員1人に対所定の単位数を加算する右記の金額をご負担いただきます。 500単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅵ)	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、右記の金額をご負担いただきます。 100単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
医療連携体制加算 (Ⅶ)	医療機関との連携により、看護師を1名以上確保し、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 39単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割
看護職員配置加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置し、利用者にサービスを提供した場合に右記の金額をご負担いただきます。 70単位	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

	<p>重症心身障害者等重度障害者等包括支援等の対象となる者が、1人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、必要な研修を受講した上で、より手厚いサービスを提供した場合。</p> <p style="text-align: right;">360 単位</p> <p>注 1 加算算定を開始した日から起算し 180 日以内 + 500 単位（中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上の者の場合 + 200 単位）</p> <p>注 2 中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上の者を支援した場合 + 150 単位</p>	<p>左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割</p>
<p>重度障害者支援加算 (II)</p>	<p>1. 障害支援区分が 4 以上 2. 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目（厚生労働省報酬告示第 543 号別表第 2 に規定する行動関連項目）の合計点数が 10 点以上。</p> <p style="text-align: right;">180 単位</p> <p>注 1 加算算定を開始した日から起算し 180 日以内 + 400 単位（中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上の者の場合 + 200 単位）</p> <p>注 2 中核的人材を配置し行動関連項目 18 点以上の者を支援した場合 + 150 単位</p>	<p>左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割</p>

	位	
人員配置体制加算（Ⅰ） (加配 12:1)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定の単位数を算定する。</p> <p>① 区分 4 以上 83 単位/日 ② 区分 3 以下 77 単位/日</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割
人員配置体制加算（Ⅱ） (加配 30:1)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 区分 4 以上 33 単位/日 ② 区分 3 以下 31 単位/日</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割
人員配置体制加算（Ⅲ） (12:1 個人単位特例)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これ</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の 1 割

	<p>らの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">84 単位</p>	
人員配置体制加算(IV) (30:1個人単位特例)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置)に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。</p> <p style="text-align: right;">33 単位</p>	左記単位に地域単価を乗じた金額の1割

厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（地域単価）

級地	1 単位の単価
1 級地	11.60 円
2 級地	11.28 円
3 級地	11.20 円
4 級地	10.96 円
5 級地	10.80 円
6 級地	10.48 円
7 級地	10.24 円
その他	10.00 円

(3) 訓練等給付費の利用者負担の上限額について

障害福祉サービスを利用すると、原則として給付費の 1 割を支払っていただくこととなっていますが、所得に応じて負担額の上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯（注 1）	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円未満） （注 2） ※施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除きます	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

注 1 3 人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下世帯が対象となります。

注 2 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象となります。

[高額障害福祉サービス費について]

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

重度化した場合における対応に関する指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

- (1) 施設の利用者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関の対応により、速やかに大切な処置を行います。
- (2) 利用者が体調の急変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった際には、速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺ったうえで、協力医療機関の医師により可能と判断された場合において、居住した状態で協力医療機関の医師、またはその指示による看護師により、医療処置を行います。
ただし、協力医療機関の医師により、居住した状態での看護、支援が困難と判断された場合、または利用者や代理人が医療機関への入院を希望する場合には、希望する医療機関への入院を調整いたします。

2. 入院中におけるグループホームの諸経費および食材料費の取り扱いについて

入院期間中の食事は欠食とし、提供分の請求といたします。ただし、家賃・光熱水費は定額での請求といたします。